

別表第三（第十三条第十六号）

忌引期間表

死亡した者の職員との関係	日	数
配偶者	十日	
父母	七日	
子	七日	
祖父母	三日（職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
孫	一日	
兄弟姉妹	三日	
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
父母の配偶者又は配偶者の父母	七日	
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしている場合にあつては、七日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしている場合にあつては、三日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
おじ又はおばの配偶者	一日	

備考 葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。